

総務建設

播磨町犯罪被害者等支援

■2月12日開催（協議会）

播磨町犯罪被害者等支援条例の制定

平成16年に犯罪被害者等基本法が国で施行された。犯罪被害者等のための施策や基本計画が定められ、これらに基づき、国の責務、地方公共団体の責務、個人の責務などが定められている。

社会においても受け入れ体制の構築が求められており、本町においても犯罪等により被害を受けた方や、そのご家族またはご遺族が社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、支援するための条例を制定する。

運用については、警察などへの犯罪の照会を行い、事実を確認した上で被害者の立場に立って支援を進めたい。
被害者本人もしくは遺族の方の利用が容易なよ

うに支援金の支給を行いたいと考えている。

【主な質疑応答】

問 被害者などへの支援金の内容は。

答 重症病者の方には20万円、遺族の方には60万円を想定している。

問 犯罪被害者のプライバシーに関する秘密保守の対策が必要では。

答 基本的には本人からの申請後に警察に確認をとることになる。申請書などの管理も徹底したい。

問 パブリックコメントなど、住民の声を反映しているのか。

答 現在のところ、パブリックコメントなどを実施する予定はない。

■2月26日開催

第5次播磨町総合計画の策定

第5次播磨町総合計画に、様々な意見や考えを反映させることを目的に実施された住民アンケートの結果について報告を受けた。

アンケートの結果などをもとに、町が目指す将来像を明らかにし、その実現に向けた政策・方向性を示す「基本構想」と、まちづくりの諸分野ごとの方向性と目標を明らかにする「基本計画」により構成される総合計画を策定する。

■2月26日開催（協議会）

投票環境の充実と投票区の再編

投票区について、近隣市町と比べて各投票区の面積や有権者数に格差がある。一部投票所において出入り口の段差、駐車場の不足など設備の不備が見られる。また投票率

の長期的な低下傾向という課題が生じている。

そこで、投票環境の向上を目指し、期日前投票所の増設、共通投票所の導入、選挙へ行きたくなくなる取り組みや投票区の再編を行う。

具体的には投票区を13カ所から7カ所に再編し、投票所は役場、学校、コミセンなど公共施設を考慮しており、全てを共通投票所として位置付ける予定である。

【主な質疑応答】

問 土山駅前きつすなホールの期日前投票所については、利便性があり投票率も上がると思うが、再編後の7カ所の投票所の利便性、投票率は向上するか疑問である。

答 車を利用して家族で投票に行けるという利便性はある。また、投票所の数と投票率は必ずしも比例しない。



▲期日前投票所開設予定のきつすなホール



委員会では議会閉会中も暮らしやすい町づくりに向けて活動しています。その活動内容をお知らせします。なお、詳しい内容については播磨町議会ホームページに掲載しています。

厚生教育

ごみ処理広域化について

■1月14日開催

ごみ収集運搬体制の検討

ごみ処理の広域化に伴い、現状の収集運搬体制では、収集時間の延長、住民の直接搬入ができませんなど住民サービスの低下を招く恐れがある。そのため、新たな収集運搬体制を構築することを目的とし、直送方式、乗り換え直送方式、中継施設方式の3つのパターンによる検証、評価を行った。

測量調査、地質調査、生活環境影響調査などは終了しており、今後は基本計画、施工業者の決定を順次行っていく。

【主な質疑応答】

問 直送方式と中継施設方式とのコスト比較はどのようなものか。

答 20年間の積算で、直

送方式では15億7100万円、中継施設建設の場合は26億2200万円となる。

問 中継施設建設の場合、町にとってどの方式がよいと考えているのか。

答 生活環境への影響、施設の形態、今後のランニングコストなど、色々な角度からみて、それが町にとって一番良いのかを決めていきたい。

■1月14日開催（協議会）

工場の緑地規制の緩和

工場の緑地面積率については、工場立地に関する準則により定められている。緑地面積率は敷地面積に対する緑地面積の割合で、緑地とは樹木などが生育する土地である。

町内工場の流出防止や、企業の設備投資を促進し、

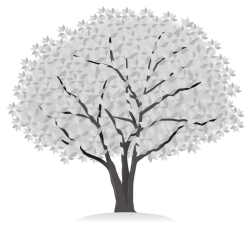
地元産業の活性化を図るためには、内陸部の工業地域などにおいても緑地面積率の緩和が必要であると考える。また、企業からも緑地面積率の緩和を求める要望を受けている。

そのため、町独自の緑地面積率を定めた条例を制定し、規制を緩和したい。

【主な質疑応答】

問 内陸部の工業地域は住宅地が多い。緑地面積率を低くすることにより環境が悪くなるのでは。

答 企業には協力的にいただけるように町から促していく。



議会を傍聴してみませんか

町議会は、まちの予算や身近な問題について話し合う大切な場です。あなたも、議会を傍聴してみませんか。

【6月定例会の日程】

▶日時 6月2日(火)・9日(火)・10日(水)いずれも午前10時～(9日、10日は一般質問を予定しています。)

▶場所 第1庁舎3階 議場

*6月定例会当日は、インターネットで本会議の生中継を行います。過去の映像は常時放映中です。町議会のホームページから「配信ページはこちら(外部サイトへリンク)」を選びクリックしてください。

▶請願・陳情の締め切り 6月定例会で取り扱う請願と陳情の締め切りは、5月25日(月)午後5時までです。

●問い合わせ 議会事務局 ☎079-435-2387 (Eメール gikai@town.harima.lg.jp)

※車イスの方も昇降機により入場し、傍聴していただけます。
※新型コロナウイルス感染症予防対策についてはホームページをご覧ください。

